養育費・親子交流相談支援センター

ニューズ・レター

NEWSLETTER

令和8年8月発行

第36号
2026. 8

改正民法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）施行後の家庭裁判所の手続について～親子交流・養育費を中心に～

最高裁判所事務総局家庭局第二課　課長補佐　**新井　瑞穂**

※本稿は、「2025年度養育費・親子交流の相談支援に関する全国研修会」（令和８年１月30日開催）において、「改正民法施行後の裁判所の手続」について家庭局の担当者にお話しいただいた内容につき、裁判所のウェブサイトにおける各種説明にリンクを貼る形で寄稿していただきました。

1 令和8年4月1日施行の改正民法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）の概要

令和8年4月1日に施行された改正民法では、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されました。これを受け、裁判所のポータルサイト「裁判所ウェブサイト」に「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」という特設ページを設けました。このページでは、改正法の概要について説明するとともに、改正法によって新たに創設された事件類型を含む各手続の説明ページのリンクなどを集約しています。

裁判所ウェブサイト
「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_kaisei/index.html

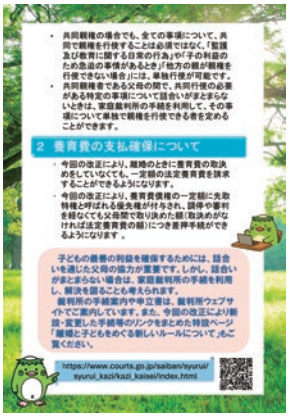

2 親権者の定めに関する手続

改正法により、離婚後の親権者につき父母双方と定めることも可能となる選択的共同親権制度が導入されたことから、その制度の基本的内容や共同親権・単独親権の権利義務の概要等について説明するため、裁判所ウェブサイトに「離婚後の親権者の定めに関する手続等」と題するページを設けました。このページでは、親権と親の責務や離婚に伴う親権者の定め方に関する説明のほか、共同親権で離婚した場合の親権の行使について、父母と子との関わりのイメージについて図を用いて説明するとともに、単独親権で離婚した場合の親の責務等についても説明しています。また、親権者を定めるための手続は複数あるため、主な手続の概要を一覧にし、各手続のページのリンクを掲載しています。

裁判所ウェブサイト
「離婚後の親権者の定めに関する手続等」
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_shinken/index.html

3 親子交流

離婚後又は別居中の子との交流や、その具体的な内容や方法については、まずは父母が話し合って決めることになりますが、話合いがまとまらない場合や話合いができない場合には、家庭裁判所の調停の手続を利用することができます。

従前は「面会交流」という呼び方をしていましたが、交流の方法は多様化していることなどから、改正法によ

り「親子交流」という呼び方に変わりました。

また、改正法により、親子交流の試行的実施についての規定が設けられました。これは、家庭裁判所が、親子交流の調停等の手続の中で、親子交流の状況等をその後の調整や判断の資料とすることを目的として、事実の調査のため、当事者に対し親子交流の試行的実施を促すことができるものです。このような試行的実施は従前から運用として行われていましたが、改正法によりその要件等が明文化されました。

裁判所ウェブサイト「親子交流調停」の手続案内のページでは、手続の概要や申立てに必要な書類などのほか、疑問が生じやすい点をQ&A形式で解説するページ、申立書ひな型や記載例のページのリンクを掲載しています。

裁判所ウェブサイト
「親子交流調停」
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_07_08/index.html

4 養育費

父母は、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子を扶養する責務を負います。したがって、父母が離婚した場合であっても、双方がその経済力に応じて子の養育費を分担することになります。養育費について話合いがまとまらない場合や話合いができない場合には、家庭裁判所の調停の手続を利用することができます。

改正法により、養育費についても大きく制度が見直されました。①養育費の取決めをするまでの暫定的・補充的なものとして法定養育費の規定が新設されたこと、②養育費債権の一部に一般先取特権が付与されたこと、③執行手続のワンストップ化などが挙げられます。

これらの手続について説明するため、裁判所ウェブサイトに「養育費に関する手続」のページを設けました。このページでは、養育費の取決めをするまでの手続の流れや、養育費の支払を求める場合に選択すべき手続について、図やフローチャートを用いて分かりやすく説明しているほか、養育費に関する手続を一覧にし、各ページのリンクを掲載しています。また、養育費の算定表や手続の内容に関するQ&Aをご案内しています。

裁判所ウェブサイト
「養育費に関する手続」
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html

【養育費等について取決めをするまでの流れ】

〈離婚後・未婚の場合〉

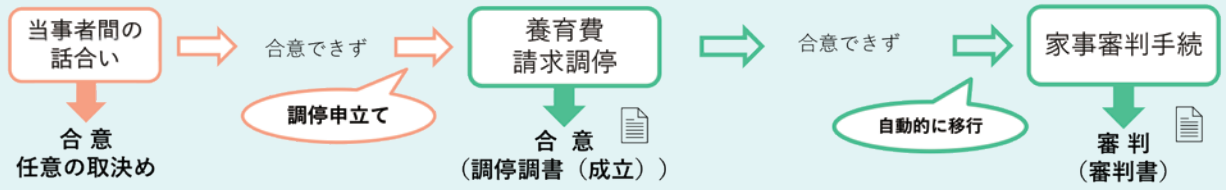

〈婚姻中で、離婚とともに養育費の取決めをしたい場合〉

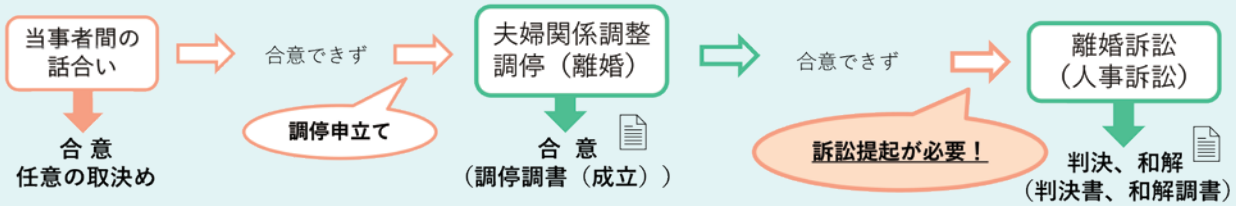

〈婚姻中で、婚姻費用（子の監護費用を含んだ生活費等）を取り決めたい場合〉

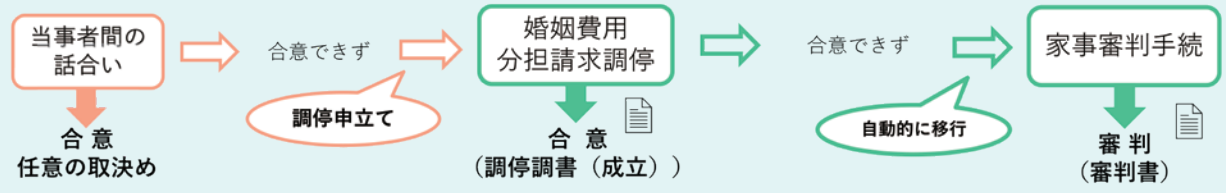

【養育費の支払を求める主な手続の流れ】

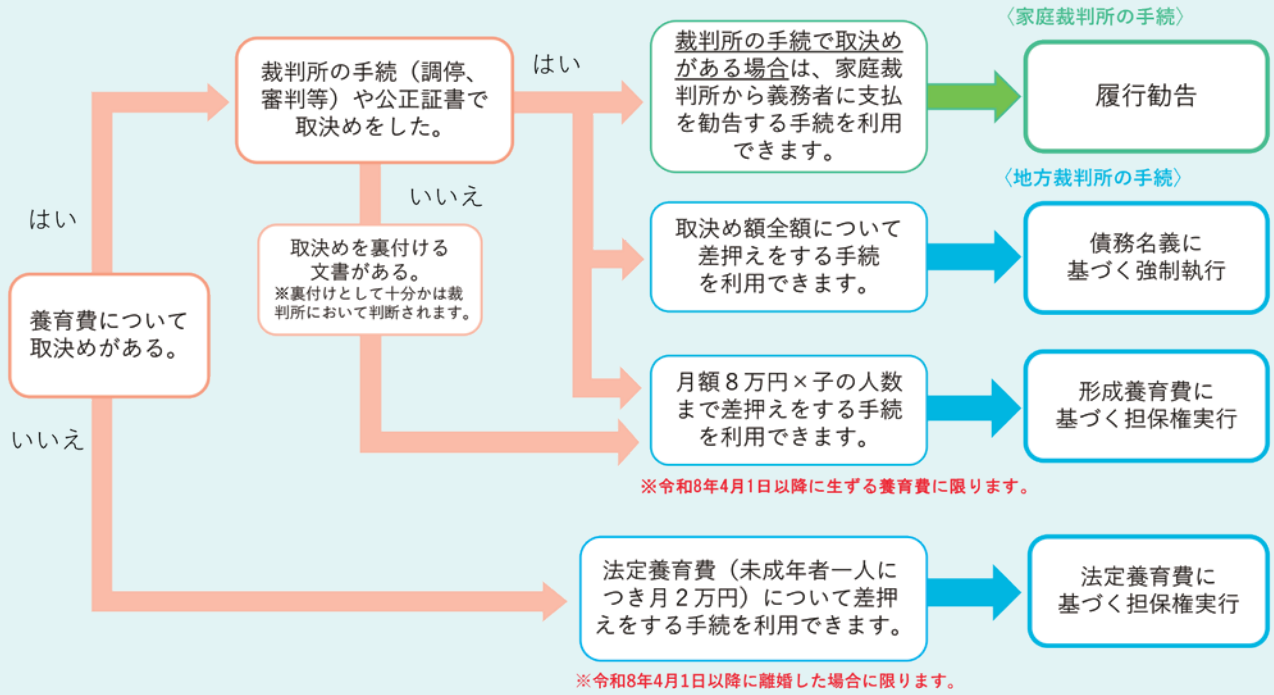

動画「養育費の民事執行手続について」

　養育費の支払を受けられない場合に裁判所に申立てをすることができる手続や、法定養育費などについて、動画で説明しています。

https://www.courts.go.jp/saiban/video/minjishikkou_video/index.html

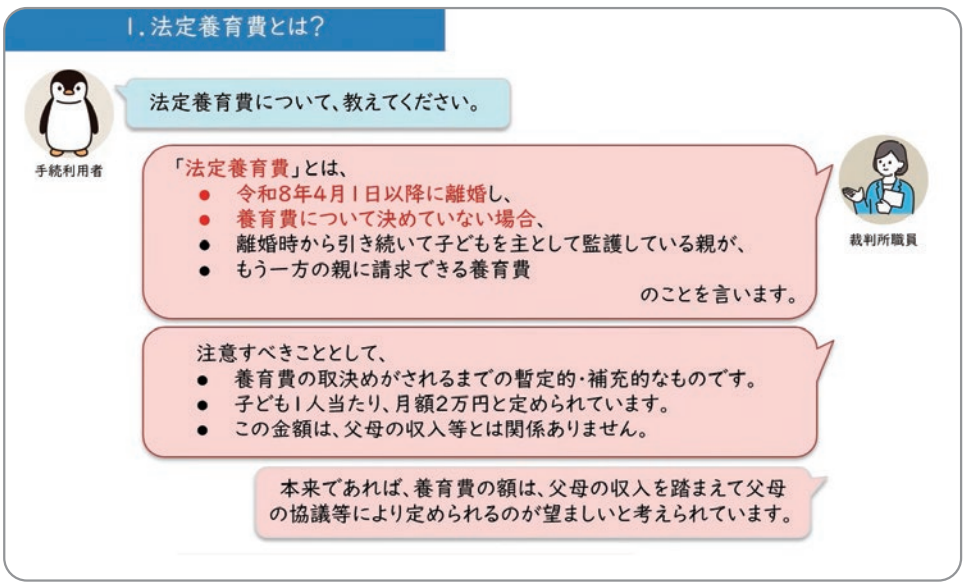

5 ビデオ「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」

父母が子どもに関する話し合いを行うときに心がけたい事項について、動画で分かりやすく説明をしています。**「基本説明編」、「年代別説明編」、「親子交流編」**があります。

https://www.courts.go.jp/saiban/video/hanashiai_video/index_woc.html

6 申立書のひな型、記載例

各手続の申立書のひな型を家庭裁判所の受付窓口に備え置いているほか、裁判所ウェブサイトからダウンロードすることができます。申立書のひな型には一部にチェックボックス式の箇所を設け、記入しやすくしています。受付窓口やウェブサイトには主な手続の記載例も用意していますので、参考にしてください。

裁判所ウェブサイト
「夫婦関係調整調停（離婚）の申立書」
https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazityoutei/syosiki_01_23/index.html#kazi_syoshiki_rikon

裁判所ウェブサイト
「親子交流の申立書」
https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazityoutei/syosiki_01_30/index.html

裁判所ウェブサイト
「養育費請求の申立書」
https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazityoutei/syosiki_01_29/index.html

7 裁判所ウェブサイト

裁判所のポータルサイト「裁判所ウェブサイト」では、各裁判手続のご案内や裁判例などの情報を提供しています。

裁判所ウェブサイト（トップページ）
https://www.courts.go.jp/index.html

知りたい手続を直感的に探せるメニュー画面や、裁判手続案内チャットボットにより、目的の情報にアクセスすることができます。裁判所の手続をお知りになりたいときは、ぜひご利用ください。

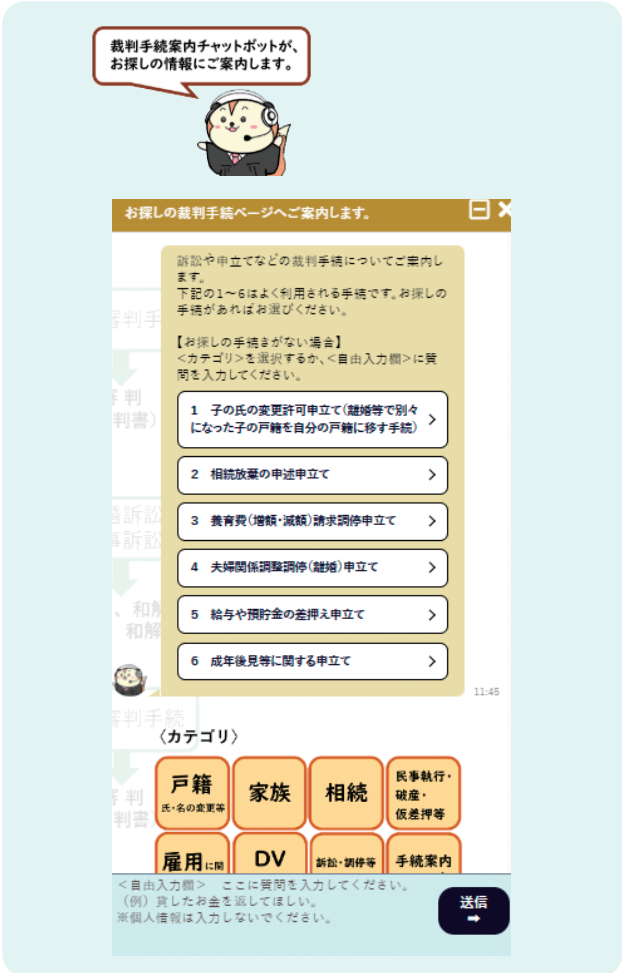

日々雑感 シリーズ

大津市観光キャラクター
おおつ光ルくん

大津市母子家庭等就業・自立支援センター　就業相談員　**安川麻衣子**

私は、大津市母子家庭等就業・自立支援センターで相談員として勤務しております。

大津市は、日本最大の湖、琵琶湖を抱き、比叡の山並みに囲まれた美しい街です。世界遺産の比叡山延暦寺をはじめ、石山寺、百人一首かるたの聖地としても知られている近江神宮など、市内に歴史的な名所が多く点在しています。

全国のセンターの多くが外部委託で運営されている中、当センターは自治体が直接運営し、大津市役所内にあることが大きな特徴です。その最大のメリットは、相談に来られた方がそのまま行政手続へスムーズに移行できる点、そして、ひとり親として生活するために必要な支援や相談についても、市役所内の他部署へ速やかにつないでいける点にあります。さらには、行政手続のために来庁された方が相談を希望された場合にも、タイムラグなく当センターにつながることができます。

毎年8月には児童扶養手当の現況届の提出が行われますが、その会場でも養育費確保のための弁護士相談会を実施したり、ハローワークの相談員と連携して就労相談をお受けしたりするなど、市民の方が相談できる機会が少しでも多くなるような工夫をしています。

最近の相談では、養育費の取決めをすることや、それを債務名義化することに市民の認知度が高まってきていると感じます。大津市では令和2年度より、「養育費確保支援事業」として公正証書等作成支援補助金制度を実施しています。実施当初は年間1件だった申請件数が毎年少しずつ増えていき、昨年度実績は16件となりました。本年も上半期の途中ですが、既に8件の相談が寄せられています。今後もより多くの方が養育費を確保できますよう、相談に来られた方に対して重要性をお伝えしていきたいと思っています。

私が相談員としていつも難しいと感じるのは、離婚前後の父と母がどのように関わりを持つかについての相談です。離婚に至る経緯では、ほとんどの父母間で葛藤や対立が生じます。それは離婚という形をとった後でも引きずっていくことが多く、こどもはそこにいつまでも巻き込まれてしまいます。当事者である父母は、それに気づかないことが多いため、相談員として、目の前の相談者の感情を受け止めつつ、その目線をこどもに対しても向けられるような声掛けをすることを心掛けています。そして、相談者自身が持つ力を信じて、自ら問題解決の糸口を見つけられるような支援をしたいと思っています。その基本は、寄り添いと共感にあると考えています。ただ、共感し過ぎて私自身の心が重くなるときもあります。そんなときは、周囲の相談員仲間に話を聞いてもらうことでリフレッシュしています。

今後も職場の仲間と協力し合いながら、大津市のひとり親家庭の皆様が安定した生活を送れるよう、しっかりと寄り添いサポートしてまいります。

全国でも珍しい母子家庭等就業・自立支援センターが子育て支援給付課内にあります。

頼りがいがあり相談したくなる安川さん

お知らせ

年度当初に開催している「母子・父子自立支援員等研修会」につきましては、去る６月25日及び26日の二日日程で開催しました。第一部では、重要なこども家庭庁の行政説明及び例年好評の弁護士講師による相談実務に即した講義があるため、全国のオンライン型の参加者は約750人に昇り、多くの方々の参加を得ることができました。また、第二部では、集合型の参加者を対象に、事例検討（班別討議＋全体討議）を中心として、対面による活発な討議が行われました。「他県の相談員さんと多角的な視点から意見交換ができたことは、今後の業務に生かされます。」、「様々なところで悩んでいる仲間がいることに力を頂きました。」、「具体的にそして深い内容について、皆さんと意見を出し合うことができ、より深まったので今後の支援につなげたい。」といったアンケートが寄せられました。

なお、この研修会の冒頭において、センター長から研修資料（「令和８年度版養育費相談の手引」、「三訂親子交流に関する相談の手引」及び「五訂そこが知りたかった」）の民法改正に伴う改定について紹介をさせていただきましたが、オンライン型参加者は検討希望事例・問題等の討議に参加しないため、研修資料については集合型参加者にのみ配布させていただいております。今後の各地域研修会におきましては、オンライン型参加者も検討希望事項・事例等の討議に参加していただきますので、改定した研修資料を配布いたします。是非、ご参加ください（研修資料のみの配布には応じておりませんのでご理解ください。）。

また、今号では、令和７年１月30日開催の「2025年度養育費・親子交流の相談支援に関する全国研修会」において、最高裁判所事務総局家庭局の担当者にご講義いただいた「改正民法施行後の裁判所の手続」の内容について、裁判所のウェブサイトにおける各種説明にリンクを貼る形で寄稿していただいたものを掲載させていただいております。ご講義は、改正民法の施行を２か月後に控えて、非常に参考となる内容でしたので、同研修会に参加されなった方々にも、是非、お知らせしたいと考え、併せて、相談実務において使い勝手の良い内容とするために、その場で使えるリンクを貼った上で、皆様に提供させていただくこととしました。是非、執務室の机上に置いていただき、相談実務の必携としてご活用いただきたいと思います。

なお、シリーズ化している「豆ちしき」につきましては、紙面の関係上、お休みとさせていただきましたので、ご理解ください。

今年度の地域研修会につきましては、次のとおりの開催が予定されています。

【2026年度の地域研修会実施一覧】

７月９日（木）北海道地域研修会（札幌市）（※）
７月30日（木）中国地域研修会（名古屋市）（※）
９月11日（金）中部地域研修会（広島市）（※）
10月８日（木）関西地域研修会（大阪市）（※）
11月13日（金）東北･北海道ブロック研修会（青森市）（青森県と共催）（※）
11月25日（水）四国ブロック研修会（松山市）（愛媛県と共催）（集合型）
12月17日（木）九州地域研修会（福岡市）（※）
１月８日（金）関東地域研修会（港区）（※）

（注）※印は、オンライン型と集合型の同時実施を示す。

北海道地域研修会につきましては、久しぶりにオンライン型と集合型の同時実施で開催することができました。

このほか、「2026年度養育費・親子交流の相談支援に関する全国研修会」につきましては、現在、開催時期、研修内容等について検討中ですので、しばらくお待ちください。

編集後記

★今年の梅雨は、暑かった昨年とは打って変わって、梅雨らしい梅雨になりましたが、風雨による被害が出ている地域もあって心が痛みます。この先、急に猛暑とならなければよいなぁと雨雲を眺めていました。そんな中、今年度も、順次、地域研修会が開催されます。講義も研修資料も、新民法に対応した内容にチェンジしましたので、皆さん、奮ってご参加ください。（まひ）

★今年度の研修スケジュールが始まり、６月下旬の母子・父子自立支援員等研修会、７月上旬の北海道地域研修会を終えたところです。各研修会での皆様の真剣なまなざしや熱心な意見交換に触れて、より質の高い研修や役に立つ情報を提供していきたいとの思いを新たにいたしました。（陽）

★今年度も研修会が始まりバタバタしております。私事ですが、孫が小学２年生になりました。我が家の大事件！！孫の小学校で火災がおきました。一時登校できなくなり、現在は空き教室を使い授業を受けています。９月からはスクールバス？で少し遠い小学校にみんなで通う予定ですが、バス通学に不安を抱えています。（エビ）

★暗闇フィットネスを初めて３年目に突入しました。健康には十分に気を付けて過ごしていましたが、先日初めてギックリ腰になってしまいました。職場にはギックリ腰の先輩方がいて（ギックリーズ）いろいろと教えていただき助かりました。仲間入りでトリオになりました（笑）（RT）

養育費・親子交流相談支援センター（こども家庭庁委託事業）
（公益社団法人　家庭問題情報センター）
〒171-0021 東京都豊島区西池袋２-29-19　池袋KTビル10階
✉ メールアドレス　info@youikuhi.or.jp